

平成18年度 行政改革の取り組み成果をお知らせします

市では、事務事業の整理合理化や職員定員管理の適正化、財政の健全化などを柱とする「第3次八潮市行政改革大綱・八潮市行政改革集中改革プラン（計画期間：平成17年度から22年度まで）」を策定し、最少の経費で最大の効果を上げることがもちろんのこと、無駄のない効率的な行政の実現のため、改革や改善に取り組み成果は、次のとおりです。

問 生涯学習まちづくり推進課 ☎(内)497

【取り組みの概要】

項目	取り組み状況	取り組み成果
大綱1 事務事業の整理合理化について	民間委託に向けた各種調査研究を実施	①バス運転業務の借上げ方式（民間委託）の実施 ②指定管理者制度導入の決定（駅前保育所、八潮メセナ・アネックス）
大綱2 市民ニーズ・行政ニーズに対応した組織体制について	政策監2人を配置	政策監配置によるトップマネジメント機能の強化・充実
大綱3 定員管理及び給与の適正化等について	職員定員管理の適正化、給与制度の適正化の取り組みを実施	①八潮市職員適正化計画に基づいた職員の削減（8人の純減：平成17年度比） ②平成17年人事院勧告に基づいた給与表の改正、地域手当の支給割合の段階的な引き下げの実施
大綱4 人材の育成・確保について	①八潮市人材育成基本方針に基づく各種研修の実施 ②再任用職員を適材適所に配置	①各種研修を通じた職員の資質向上 ②再任用職員の職務経験を生かした効率的・効果的な人材活用
大綱5 公正で透明性の高い行政運営の推進について	入札における公正の確保と透明性の向上を図るための取り組みを実施	インターネットによる入札情報の公表
大綱6 ITを活用した業務改革・窓口サービス等の向上について	ITを活用した各種業務改革の取り組みを実施	①戸籍業務システム、インターネットによる情報公開請求手続きの運用開始 ②市税、国民健康保険税のコンビニエンスストア納付の実施
大綱7 自主性・自立性の高い財政運営の確保について	①市税、国民健康保険税、使用料、手数料、未利用財産の売却等による歳入確保の取り組みを実施 ②給与削減に伴う人件費の抑制や各種経費の精査・見直しによる歳出抑制の取り組みを実施	①市税、国民健康保険税、使用料、手数料、未利用財産の売却等による歳入の確保 ②給与削減に伴う人件費や各種経費の精査・見直しによる歳出の抑制
大綱8 市民との協働による市政の推進について	市民との協働によるまちづくりの推進を図るための各種取り組みを実施	自治基本条例制定の先進自治体への視察や職員、町会・自治会長、市民大学OBを対象とした研修会の実施
大綱9 公営企業等の経営健全化について	上水道事業、下水道事業、宅地造成事業、財団法人やしお生涯学習まちづくり財団における経営基盤の強化、経営の健全化、事業の活性化の取り組みを実施	徴収対策の強化や事務事業の見直しなど各種経営基盤の強化、経営の健全化、事業の活性化に努めた
大綱10 新たに検討を進める課題について	新たに検討を進める課題についての各種調査研究を実施	市民参加型ミニ市場公募債の発行についての先進自治体への視察や事務手続きの検討

多重債務でお悩みの方は、相談を！

多重債務問題は、債務者個人の問題だけでなく、家族や職場にも影響を与え、場合によっては命にも関わる大きな社会問題となっています。

多重債務問題でお悩みの方は、一人で悩まず、ぜひ、関係機関へご相談ください。

問 商工振興課 ☎(内)336

◎多重債務とは

消費者金融などの高金利貸付を利用して借入が、1400万人、そのうち2000万を超える人が多重債務に苦しんでいるとされています。

「多重債務」とは、借金の返済のために、複数の業者から借金を重ねている状態を言いますが、多くのケースとしてだんだんと金利が高い業者に借りなければならぬ状況になっていきます。その結果、生活が困難な状態に追い込まれ、年間約20万人が自己破産をしています。また、約8000人が経済的理由により自らは交通事故死者を上回る人数となっています。

◎多重債務に陥らないためには

将来の収入の見通しは慎重に考える（右肩上がりの保証はない）。

- 返済できる計画が立たないお金は借りない。
- 限度額までだからと安易にキャッシングしない。
- クレジットカードや消費者金融を利用するときは、必ず金利計算をやってみる。
- クレジットカードなどの枚数は、自分で管理できる範囲に止め多くなり過ぎないように

◎多重債務に陥ってしまったら

借金が多額になり、もはや債務整理によらなければ解決できない場合には、次のような方法があります。

- 1 任意整理**：借金・負債の総額が自分の収入で支払っていきける場合に選択するもので、裁判所を通さず債権者と弁護士などの間で返済方法を和解します。
- 2 特定調停**：任意整理と同じような手続きで、裁判所が債権者と債務者の間に入り、利害関係を調整します。
- 3 個人再生**：ある程度安定した収入がある場合に選択される制度で、裁判所が許可した再生計画に基づき借金の一部を3年程度支払うことで、残った債務は免除されるものです。
- 4 自己破産**：裁判所を通じて借金をゼロ（免責）にし、再出発するもので、「任意整理」や「個人再生」でも支払っていけない場合に選択するものです。

これらの解決方法は、相談者の借金の理由や金額、また、返済能力などを総合的に判断して決定されるもので、専門家の手助けが必要になります。市の「消費生活相談」法律相談のご利用やその他の相談機関にご相談ください。

多重債務関連相談機関一覧

名称	電話番号
消費生活相談（商工振興課）	☎(内)336
法律相談（広聴広報課）	☎(内)373
埼玉県消費生活支援センター春日部	048-734-0999
埼玉県民総合相談センター	048-830-7830
埼玉弁護士会越谷支部法律相談センター	962-1188
埼玉弁護士会クレジット・サラ金相談	048-710-5666
東京弁護士会北千住法律相談センター	03-5284-5055
(財)日本クレジットカウンセリング協会	03-3226-0121